

電力売買契約書（案）

高知市（以下「甲」という。）と〇〇〇（以下「乙」という。）は、次のとおり高知市清掃工場電力需給に係る契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（総則）

第1条 乙は、この契約書及び別紙の仕様書に基づき甲に対して電気を供給し、甲は、当該電気を調達する。

2 甲は、翌年度以降において甲の歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、本契約を変更又は解除することができるものとする。

3 前項の場合において、変更又は解除により乙に損害が生じたとしても、甲はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

（定義）

第2条 本契約において用いる用語は、別に定めのない限り仕様書に定める意味による。

（契約期間）

第3条 本契約による契約期間は、契約締結日から令和6年10月1日までとする。

（契約金額）

第4条 契約金額は、次に掲げる各種単価とする。この場合において、各種単価は、消費税及び地方消費税の額を含む。

（基本料金単価）

名称	単価
基本料金単価1	円 銭/kW
基本料金単価2	円 銭/kW
予備線基本料金単価	円 銭/kW

（使用電力量単価）

名称	単価
ピーク単価	円 銭/kWh
夏季昼間単価	円 銭/kWh
その他季昼間単価	円 銭/kWh
夏季夜間単価	円 銭/kWh
その他季夜間単価	円 銭/kWh

（契約の保証）

第5条 乙が甲に納付する契約保証金は、高知市契約規則（昭和40年規則第4号）第39条第4号の規定により免除とする。

2 乙は、いかなる場合においても甲に対して契約保証金の納付を求めることができない。

(権利義務の譲渡)

第6条 乙は、本契約により生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承諾を得た場合には、この限りでない。

(暴力団員等による不当要求行為)

第7条 乙は、本契約の履行に当たって高知市事業等からの暴力団の排除に関する規則（平成23年規則第28号。以下「暴力団排除規則」という。）第2条第2項第5号に規定する暴力団員等による不当要求行為を受けたとき（再委託者等が受けたときを含む。）は、その旨を直ちに甲に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

(甲の契約解除権)

第8条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、催告することなく直ちに本契約を解除することができる。

- (1) 破産法（平成16年法律第75号）の適用申請をし、同法に基づく破産手続が開始決定されたとき。
 - (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用申請をし、同法に基づく更正手続が開始決定されたとき。
 - (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用申請をし、同法に基づく再生手続が開始決定されたとき。
 - (4) 手形交換所による取引停止処分を受けたとき又は不渡手形又は不渡小切手を出したとき。
 - (5) 商法（明治32年法律第48号）の規定による会社整理の開始を命ぜられたとき。
 - (6) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の9の規定による登録の取消し又は第2条の10の規定による登録の抹消をされたとき。
 - (7) 本契約に定める甲に対する金銭債務の履行を遅滞したとき。
 - (8) 刑法（明治40年法律第45号）第198条に規定する刑が確定したとき。
 - (9) 暴力団排除規則第4条各号のいずれかに該当すると認められるとき。
 - (10) 前条の規定による報告等の義務を履行しなかったと認められるとき。
 - (11) 前各号に定めるもののほか、本契約に違反したとき。
- 2 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、催告することなく直ちに本契約を解除することができる。
- (1) 本契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体（以下「乙等」という。）が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。以下この項において同じ。）。
 - (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が又は乙等に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命

令をいう。次号において同じ。)において、本契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(3) 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、本契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(4) 本契約に関し、乙（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

3 甲は、天災地変などの自然災害により、乙が物理的に電気を長期間供給することができないことが明白であるときは、本契約を解除することができる。

4 甲は、本契約の解除をしようとする日の1か月前までに乙に通知することで、自己の都合により本契約を解除することができる。

（乙の契約解除権）

第9条 乙は、甲が正当な理由なくして本契約の条項に違反するとき又は契約の目的を達成することができないと認められるときは、甲に通知し本契約を解除することができる。

（損害賠償）

第10条 甲は、本契約に違反することにより乙に損害を与えたときは、その損害の全てを賠償しなければならない。

2 乙は、本契約に違反することにより甲に損害を与えたときは、その損害の全てを賠償しなければならない。この場合において、損害は、本契約の解除に伴い発生する甲の差損を含むものとする。

3 甲は、第9条の規定により本契約を解除されたときは、乙に対し損害の賠償を求めることができない。

4 乙は、第8条第1項、第2項及び第3項の規定により本契約を解除されたときは、甲に対し損害の賠償を求めることができない。

（賠償の予約）

第11条 乙は、第8条第2項各号のいずれかに該当するときは、甲が本契約を解除するか否かにかかわらず、甲の請求に基づき、予定使用電気料金の100分の20に相当する額を賠償金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

2 乙は、本契約の終了後も前項の義務を負う。

3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、甲が当該賠償額の超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

（違約金）

第12条 乙は、第8条第1項又は第2項の規定により本契約を解除されたときは、甲に対し予定

使用電気料金の 100 分の 10 に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

(相殺)

第 13 条 甲は、本契約に基づき甲が乙に対して負担する債務と、本契約に基づき甲が乙に対し有する債権とを、その債権債務の期限のいかんにかかわらず、これを対当額において相殺することができる。

(遅延利息)

第 14 条 甲は、甲が甲の責めに帰すべき事由により本契約に基づく金銭債務の支払を遅延したときは、当該金銭債務の支払期日の翌日から支払が完了した日に至るまで本契約の契約締結日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき財務大臣が決定する率（以下「支払遅延防止法の率」という。）の割合で計算した当該金銭債務に係る遅延利息を乙へ支払うものとする。

2 乙は、乙が乙の責めに帰すべき事由により本契約に基づく金銭債務の支払を遅延したときは、当該金銭債務の支払期日の翌日から支払が完了した日に至るまで支払遅延防止法の率の割合で計算した当該金銭債務に係る遅延利息を甲へ支払うものとする。

(年当たりの割合の基礎となる日数)

第 15 条 前条の規定による遅延利息の額を計算する場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とする。

(秘密の保持)

第 16 条 乙は、本契約の履行に当たって知り得た甲の業務上の秘密を漏らし、又は他の目的に利用してはならない。

2 乙は、本契約の終了後も前項の義務を負う。

(供給条件等の説明)

第 17 条 乙は、電気事業法第 2 条の 13 の規定に基づき、甲に対して本契約に係る料金その他の供給条件（以下「供給条件等」という。）を説明しなければならない。

2 供給条件等の規定とこの契約書の規定に相違がある場合、この契約書の規定は、供給条件等の規定に優先する。

(事情変更)

第 18 条 甲及び乙は、本契約について電気事業法、再エネ特措法その他関係法令が改正又は地域送配電事業者の託送供給等約款が変更され本契約に定める条件が不適當になったと認められる場合には、甲乙協議のうえ、本契約を変更することができる。

(協議)

第 19 条 本契約に定めのない事項又は本契約の履行に当たって疑義が生じた場合には、高知市契

約規則，電気事業法，再エネ特措法その他関係法令の定めるところによるもののほか，甲乙協議のうえ，決定する。

(裁判管轄)

第 20 条 本契約に関する調停又は訴訟の裁判管轄は，甲の所在地を管轄する裁判所とする。

甲及び乙は，本契約締結の証としてこの契約書 2 通を作成し，甲乙記名押印のうえ各 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲 高知市
代表者 高知市長 岡崎 誠也

乙
○○○